

## 令和3年工事監査実施計画

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項、東京都監査委員監査基準並びに令和3年監査基本計画に基づき、令和3年工事監査を以下のとおり実施する。

### 1 監査の対象

令和2年度において都が実施している工事等を対象とする。ただし、実施に当たっては、100万円以上の工事等を中心に行うとともに、必要に応じて過年度の工事等も対象とする。

また、長期間にわたる大規模工事等については、計画決定を踏まえて、事業の要件や期間などが計画どおりに適正に行われているかを確認する。特に高度かつ専門的工事について、設計、施工等が適切に行われているか、監査専門委員の助言により実施する。

### 2 重点監査事項「工事の有効性」

工事の「有効性」に着目し、計画から設計、施工、維持管理に至るまで所期の目的を達成し、また、効果を上げている工事となっているか、各局の事業特性を踏まえ統一的、横断的に検証する。

### 3 監査期間

令和3年1月12日（火）から令和4年1月13日（木）まで（講評を含む。）

### 4 実施対象及び実査期間

監査を実施する局及び実査期間は以下のとおり。

(1) 前期局（1月から2月まで）

環境局、産業労働局、中央卸売市場、港湾局、交通局、教育庁、東京消防庁

(2) 中期局（4月から6月まで）

財務局、主税局、生活文化局、都市整備局、住宅政策本部、建設局、下水道局

(3) 島しょ（6月から7月まで）

大島支庁、八丈支庁

(4) 後期局（9月から10月まで）

総務局、オリンピック・パラリンピック準備局、水道局、警視庁

## 5 計画の変更等

監査の実施過程において、環境等の変化又は本実施計画に影響を与えるような事象があった場合、必要に応じて、監査対象等の追加、変更等を行う。

## 6 結果の報告及び公表

監査の結果の報告及び公表は、令和4年2月に行う。

( 技術監査課 )

別 紙

月	日	曜	土 木	建 築	設 備	
1	1	金				
	2	土				
	3	日				
	4	月				
	5	火				
	6	水				
	7	木				
	8	金				
	9	土				
	10	日				
	11	月				
	12	火		交通局	交通局	交通局
	13	水		交通局	交通局	交通局
	14	木				
	15	金		交通局	交通局	交通局
	16	土				
	17	日				
	18	月		交通局	交通局	交通局
	19	火		交通局	交通局	交通局
	20	水			東京消防庁	東京消防庁
	21	木		東京消防庁	東京消防庁	東京消防庁
	22	金		東京消防庁	東京消防庁	東京消防庁
	23	土				
	24	日				
	25	月		東京消防庁	東京消防庁	東京消防庁
	26	火		東京消防庁	東京消防庁	東京消防庁
	27	水		中央卸売市場	教育庁	中央卸売市場
	28	木		中央卸売市場	教育庁	中央卸売市場
	29	金		中央卸売市場	教育庁	中央卸売市場
	30	土				
	31	日				
講 評	工事監査 令和4年1月13日(木)					

令和3年1月

( 技術監査課 )

月	日	曜	土 木		建 築		設 備	
2	1	月	中央卸売市場	教育庁	中央卸売市場		中央卸売市場	
	2	火			教育庁		教育庁	
	3	水	港湾局		教育庁		教育庁	
	4	木	港湾局		教育庁		教育庁	
	5	金	港湾局		教育庁		教育庁	
	6	土						
	7	日						
	8	月	港湾局					
	9	火	港湾局					
	10	水						
	11	木						
	12	金						
	13	土						
	14	日						
	15	月						
	16	火	環境局	産業労働局	港湾局		港湾局	
	17	水	環境局	産業労働局	港湾局		港湾局	
	18	木	環境局	産業労働局	港湾局		港湾局	
	19	金	環境局	産業労働局	港湾局		港湾局	
	20	土						
	21	日						
	22	月						
	23	火						
	24	水			環境局	産業労働局	環境局	産業労働局
	25	木			環境局	産業労働局	環境局	産業労働局
	26	金			環境局	産業労働局	環境局	産業労働局
	27	土						
	28	日						
講 評								

令和3年2月

( 技術監査課 )

月	日	曜	土 木	建 築	設 備	
4	1	木				
	2	金				
	3	土				
	4	日				
	5	月				
	6	火				
	7	水				
	8	木				
	9	金				
	10	土				
	11	日				
	12	月				
	13	火				
	14	水				
	15	木				
	16	金		主税局	生活文化局	主税局 生活文化局
	17	土				
	18	日				
	19	月		主税局	生活文化局	主税局 生活文化局
	20	火		主税局	生活文化局	主税局 生活文化局
	21	水				
	22	木		下水道局	建設局	
	23	金		下水道局	建設局	
	24	土				
	25	日				
	26	月		下水道局	建設局	
	27	火		下水道局	建設局	
	28	水		下水道局	建設局	
	29	木				
	30	金				
講 評						

令和3年4月

( 技術監査課 )

月	日	曜	土 木	建 築	設 備
5	1	土			
	2	日			
	3	月			
	4	火			
	5	水			
	6	木			
	7	金	建設局	財務局	下水道局
	8	土			
	9	日			
	10	月	建設局	財務局	下水道局
	11	火	建設局	財務局	下水道局
	12	水	建設局	財務局	下水道局
	13	木			
	14	金	建設局	財務局	下水道局
	15	土			
	16	日			
	17	月	建設局	財務局	下水道局
	18	火	建設局	財務局	下水道局
	19	水	建設局	財務局	下水道局
	20	木		財務局	下水道局
	21	金	建設局	財務局	下水道局
	22	土			
	23	日			
	24	月	建設局		
	25	火	建設局		
	26	水	建設局		
	27	木			
	28	金	建設局	下水道局	財務局
	29	土			
	30	日			
	31	月	建設局	下水道局	財務局
講 評					

令和3年5月

( 技術監査課 )

月	日	曜	土 木		建 築		設 備	
6	1	火	建設局		下水道局		財務局	
	2	水	建設局		下水道局		財務局	
	3	木	建設局		下水道局		財務局	
	4	金	建設局		住宅政策本部		財務局	
	5	土						
	6	日						
	7	月	下水道局		住宅政策本部		住宅政策本部	
	8	火	下水道局		住宅政策本部		住宅政策本部	
	9	水	下水道局		住宅政策本部		住宅政策本部	
	10	木	下水道局		住宅政策本部		住宅政策本部	
	11	金	下水道局		住宅政策本部		建設局	
	12	土						
	13	日						
	14	月	都市整備局	住宅政策本部	住宅政策本部		建設局	
	15	火	都市整備局	住宅政策本部	住宅政策本部		建設局	
	16	水	都市整備局	住宅政策本部	住宅政策本部		建設局	
	17	木	都市整備局	住宅政策本部	住宅政策本部		建設局	
	18	金	都市整備局	住宅政策本部				
	19	土						
	20	日						
	21	月						
	22	火						
	23	水	島しょ 本庁 (大島支庁管内)	島しょ 本庁 (八丈支庁管内)	島しょ 本庁 (大島支庁管内)	島しょ 本庁 (八丈支庁管内)	島しょ 本庁 (大島支庁管内)	島しょ 本庁 (八丈支庁管内)
	24	木	島しょ 本庁 (大島支庁管内)	島しょ 本庁 (八丈支庁管内)	島しょ 本庁 (大島支庁管内)	島しょ 本庁 (八丈支庁管内)	島しょ 本庁 (大島支庁管内)	島しょ 本庁 (八丈支庁管内)
	25	金	島しょ 本庁 (大島支庁管内)	島しょ 本庁 (八丈支庁管内)	島しょ 本庁 (大島支庁管内)	島しょ 本庁 (八丈支庁管内)	島しょ 本庁 (大島支庁管内)	島しょ 本庁 (八丈支庁管内)
	26	土						
	27	日						
	28	月	島しょ 本庁 (大島支庁管内)	島しょ 本庁 (八丈支庁管内)	島しょ 本庁 (大島支庁管内)	島しょ 本庁 (八丈支庁管内)	島しょ 本庁 (大島支庁管内)	島しょ 本庁 (八丈支庁管内)
	29	火						
	30	水	島しょ (大島支庁管内)	島しょ (八丈支庁管内)	島しょ (大島支庁管内)	島しょ (八丈支庁管内)	島しょ (大島支庁管内)	島しょ (八丈支庁管内)
講 評								

令和3年6月

( 技術監査課 )

月	日	曜	土 木		建 築		設 備	
			島しょ (大島支庁管内)	島しょ (八丈支庁管内)	島しょ (大島支庁管内)	島しょ (八丈支庁管内)	島しょ (大島支庁管内)	島しょ (八丈支庁管内)
7	1	木	島しょ (大島支庁管内)	島しょ (八丈支庁管内)	島しょ (大島支庁管内)	島しょ (八丈支庁管内)	島しょ (大島支庁管内)	島しょ (八丈支庁管内)
	2	金	島しょ (大島支庁管内)	島しょ (八丈支庁管内)	島しょ (大島支庁管内)	島しょ (八丈支庁管内)	島しょ (大島支庁管内)	島しょ (八丈支庁管内)
	3	土						
	4	日						
	5	月						
	6	火						
	7	水						
	8	木						
	9	金						
	10	土						
	11	日						
	12	月						
	13	火						
	14	水						
	15	木						
	16	金						
	17	土						
	18	日						
	19	月						
	20	火						
	21	水						
	22	木						
	23	金						
	24	土						
	25	日						
	26	月						
	27	火						
	28	水						
	29	木						
	30	金						
	31	土						
講 評								

令和3年7月



( 技術監査課 )

月	日	曜	土 木	建 築	設 備	
9	1	水				
	2	木				
	3	金				
	4	土				
	5	日				
	6	月				
	7	火	水道局	水道局	水道局	
	8	水	水道局	水道局	水道局	
	9	木	水道局	水道局	水道局	
	10	金	水道局	水道局	水道局	
	11	土				
	12	日				
	13	月	水道局	総務局	水道局	
	14	火	水道局	総務局	水道局	
	15	水	水道局	総務局	水道局	
	16	木				
	17	金	水道局		水道局	
	18	土				
	19	日				
	20	月				
	21	火	水道局		水道局	
	22	水	水道局		水道局	
	23	木				
	24	金	オリンピック・パラリンピック準備局	オリンピック・パラリンピック準備局	総務局	オリンピック・パラリンピック準備局
	25	土				
	26	日				
	27	月	オリンピック・パラリンピック準備局	オリンピック・パラリンピック準備局	総務局	オリンピック・パラリンピック準備局
	28	火	オリンピック・パラリンピック準備局	オリンピック・パラリンピック準備局	総務局	オリンピック・パラリンピック準備局
	29	水	警視庁	警視庁	警視庁	
	30	木	警視庁	警視庁	警視庁	
講 評						

令和3年9月

( 技術監査課 )

月	日	曜	土 木	建 築	設 備
10	1	金	警視庁	警視庁	警視庁
	2	土			
	3	日			
	4	月	警視庁	警視庁	警視庁
	5	火	警視庁	警視庁	警視庁
	6	水			
	7	木			
	8	金			
	9	土			
	10	日			
	11	月			
	12	火			
	13	水			
	14	木			
	15	金			
	16	土			
	17	日			
	18	月			
	19	火			
	20	水			
	21	木			
	22	金			
	23	土			
	24	日			
	25	月			
	26	火			
	27	水			
	28	木			
	29	金			
	30	土			
	31	日			
講 評					

令和3年10月